

平成二十二年十二月七日受領  
答弁第二〇七号

内閣衆質一七六第二〇七号

平成二十二年十二月七日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員浅野貴博君提出ミャンマーにおける邦人殺害事件に対する菅直人内閣の取り組み等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出ミャンマーにおける邦人殺害事件に対する菅直人内閣の取り組み等に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、ミャンマー連邦（以下「ミャンマー」という。）の治安当局による実力行使が行われ、長井健司氏が死亡するに至ったことは極めて遺憾であると考えている。

二及び三について

長井健司氏死亡事件については、政府として、事件の真相究明及びビデオカメラを含め長井健司氏が死亡したときに所持していた全ての所持品の返還についてミャンマー政府への申入れを継続してきており、平成二十二年十月三十日、ベトナム・ハノイにおける日・ミャンマー外相会談の際にも、前原誠司外務大臣からニャン・ウイン・ミン・ミャンマー外務大臣に対して、改めて同様の申入れを行ったところである。

これに対し、ニャン・ウイン・ミン・ミャンマー外務大臣からは、ミャンマー政府として日本政府に協力していく考えであり、ビデオカメラを含め長井健司氏が死亡したときに所持していた全ての所持品の搜索を行っているが、いまだに見つかっていない旨の説明があった。

## 四及び五について

政府としては、ミャンマー側に対し、可能な限り速やかに日本側の申入れについての検討の結果を通知するよう引き続き求めていくとともに、その検討結果を含めたミャンマー側の対応を見極めた上で、今後の対応について検討していく考えである。